

●香川県告示第406号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、自立支援医療（更生医療・育成医療）を担当させる医療機関を平成19年8月1日次のとおり指定した。

平成19年8月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

医療機関の名称	所在地
かわにし南調剤薬局	丸亀市川西町南1540-6
アイ・プラス調剤薬局丸亀店	丸亀市三条町1256-6
スター調剤薬局	観音寺市柞田町甲1939-1
神原薬局	三豊市山本町辻328-3